

二、商法講習所の設立と廢校決議

實業教育を振興せしめて實業家の知見を高め、其の地位を向上し、之れに依つて我國の商工業を發達せしめなければならぬといふ考へを抱いて居つた事は、大體前に述べた如くである。丁度明治七年頃、當時米國にあつた森有禮氏から、時の東京府知事大久保一翁氏に宛て、米國に於ける實業教育の盛んである事は實に想像以上であるが、日本にも是非同様のビズネス・スクールを建てたいと思ふから、何分の助力をお願ひ致したいと頼んで來た。處で大久保知事も大分進んだ考へを有つて居つて、森氏の企ては至極結構な事であるから是非實現させたいものであると思ふが、何分にも東京府には資金が無いので府として援助する道が見出せない。そこで大久保知事は一日私を訪問して相談されるには、舊幕時代に白河樂翁が江戸の人達に節儉を勤めて蓄積した金が共有金といふ名義で残つて居り、貴方が其の共有金を保管して居られるが、之れを利用してビズネス・スクールの設立するのを援助してはどうかと話し込まれた。其の共有金といふのは江戸町會所の時代に積立てたもので、それを東京會議所に於いて引継ぎ保管して居り、私が其の會頭として保管の任にあつたので斯ういふ相談に興つたのである。私は豫て實業教育の必要を感じて居り、何うかして秩序あ

る實業教育を施したいと考へて居つた際なので、直ちに同意して關係者の會議を開き、其の計畫に賛成する必要がある理由を陳べた處が、幸ひ他の役員も同意されたので、學校の費用は一萬圓位入用であるといふ事であつたから、取敢ず共有金の中から八千圓ばかりを出して助力する事とした。そこで大久保氏も非常に喜んだが、殊にビズネス・スクールを設立する事を提議した森有禮氏は、意外にスル／＼と補助費が出たので、自身でも一萬圓ばかり工面して、翌年の夏頃に京橋の尾張町に商法講習所といふ小さい學校を開き、商業教育に經驗あるホイットニーといふ米國人の教師を雇つて授業を開始し、約一年ばかり經營したのである。此の商法講習所は學校といふよりも寧ろ家塾といつた方が適切である様な小規模の物で、生徒も三十人足らずの小人數であつたが、之れが兎も角も我國に於ける商業教育専修の學校が出来る最初であつたのである。

處で森有禮氏は間もなく特命全權公使に任ぜられ支那に赴く事となつたので、學校の世話をする事が出来なくなつた。それで廢校するのは惜しいし、誰か跡を引受けて經營する人はないかと私に相談を持ち掛けられたが、官立とする事は最も望む處であるけれども、當時にあつては全然其の望みが無いし、經費の關係から府立學校とする事も不可能であつたので、一時東京會議所が管理して經營する事となし、私が管理の責任者となつた。然るに明治九年に到つて東京府廳が管理する事と

なり、其年の五月京橋の木挽町に校舍を新築し、新たに矢野二郎氏が所長に任ぜられて、一層内容を改善して經營する事となつた。此の經營に就いては大體は府廳でやるけれども、直接の世話は矢張り東京會議所でする事となつたので、私自身は教育には縁の遠い方であるから、秩序立つた教育上の意見は無かつたけれども、極く大雑把な考へだけは有つて居つたので、なるべく其の意見を實現するやうに骨を折つた。此様にして我國の商業教育は漸く芽を吹き、追々は相當の實績を擧げ得るだらうと期待して居つた處、明治十二年の春になつて商法講習所は殆んど挫折せんとする大きな傷手を負うた。それは東京府會に商法講習所の經費として五千圓計りを要求したに對し、府會議員の知識が淺薄であつて實業教育の何者たるかを解せざる者が多かつたのと、且つ一般世人も教育の必要、就中商業教育の必要を熟知する者が無かつた爲めに、府會に於いて此の經費に大削減を加へ約半額の二千五百圓を支出する事に修正したのである。豫算を半減されては商法講習所の維持は勿論不可能だから、此儘に放置しては廢校の餘儀無きに到るは當然の歸結である。折角伸びかゝつたのを嫩葉の中に摘み取るやうな事があつてはならぬと考へ、私は各方面の有志を説いて寄付金を集め經費を補充して漸く維持する事が出來たのである。此様に商法講習所は非常に虐待せられたけれども、辛うじて其後一二年は維持する事が出來た。併しながら明治十四年頃、商業教育に理解の無

い府會議員は、遂に商法講習所は不必要である云ふので僅か一二票の差を以てではあつたが、商法講習所の經費を否決し、廢校の決議をなすに到つた。明治十二年の時は經費を半減されたのであるが、此度は廢校の決議をしたのであるから、殆んど手の着けやうがなかつた。それで私は何うしても之れを生かさなければならぬと考へ、東奔西走して商法講習所存続の必要を説き、要路の大官にも會つて意見を開陳し、農商務省に對しては補助金下付の建議をなし、あらゆる方法を構じて講習所を存続せしむる事に力を注いだのである。吾々が農商務卿に提出した建議の全文を左に掲げることとする。

謹テ按スルニ商法講習ノ事ハ商業擴張ノ基礎ニシテ、其學校ノ緊要ナル猶農學校ノ耕耘ノ道ニ於ケル工學校ノ製作業ニ於ケルカ如シ。本邦開港以來内外ノ商業漸ク開進シ、方今ニ迄ンテハ其ノ商勢全ク昔時ト一變セントスルノ氣運ニ際セリ。然リ而シテ其商估タル者間々或ハ大ニ其體面ヲ革メタルモノナキニ非スト雖モ、孰々全般ノ實況ヲ通觀スルニ尙舊套ニ因依スル者多ク其規模未タ以テ今日ノ時勢ニ適セリト云フヘカラス。是他ナシ我國古來商業講習ノ如キハ只家庭ノ口授ニ委スル者多クシテ亦真正ノ商法學校アリテ之カ眞理ヲ闡揚シ、之カ方法ヲ修習スルコトナキニ由スルナリ。

惟ミルニ我政府ハ夙ニ工部大學校ヲ工部省中ニ設ケラレ、又農學校ヲ駒場ニ置カレ、今又將ニ職工學校ヲ文部省中ニ新設セラレントスト。其農工ノ業ヲ訓導督勵セラル、ヤ實ニ厚シト謂フヘシ。然リト云フトモ獨リ商法學校ニ至リテハ未タ措テ顧ミラレサルモノ、如キハ本會カ常ニ遺憾トスル所ナリ。

夫レ農工商ハ富國ノ原素ニシテ其偏廢スヘカラサルハ固ヨリ論ヲ待タス。若シ之ニ反シテ彼此軒輊スルアラハ假令農業工藝ハ共ニ進歩シテ殖産ノ道ヲ得ル事アルモ、販鬻ノ途其宜ヲ得サルカ爲メ或ハ却テ他ノ二者ヲ妨害スルニ至ルハ之ヲ古今ノ商業歴史ニ徴シテ彰著ナルモノアリ。

曩ニ我政府カ農商務省ヲ設置セラレタル趣旨蓋シ亦此ニ外ナラスシテ、農工商ノ三者互ニ相聯歩シテ共ニ開進スルヲ期圖セラルニ在ラン。果シテ然ラハ商法學校ヲ設クルノ今日ニ急務ナルハ決シテ他ノ二校ニ譲ラサルヲ信スルナリ。是本會カ茲ニ其建設ヲ要望スル所以ナリ。

今ヤ本會カ商法學校ノ建設ヲ欲スル事前條ニ述フルカ如シ。而シテ其學制ニ於テモ亦聊カ其見ル所ナクンハ非サルナリ。蓋シ商法ノ學タル其教則高尚ニ過ル時ハ却テ實地ニ適セサルノ弊アリ。若シ卑近ニ失スル時ハ又其秩序宜ヲ得ル能ハス。是ヲ以テ今日ニ適應スルノ制タラン事ヲ切望スルナリ。固ヨリ閣下ノ明鑑能ク其衷ヲ折セラルヘシト雖モ敢テ茲ニ本會カ曩キニ東京府知事ヨリ

東京商法講習所教則改良ノ事ヲ委托セラレタルニ當リ、調査シテ之ニ復命シタル教則一編ヲ副呈ス。是聊カ滄海ニ一滴ヲ添フルノ微意ナリ。伏シテ思フ、閣下幸ニ本議ヲ採擇セラル、ヲ得ハ國家ノ慶蓋シ焉ニ過ルモノナカラン。頓首謹言

東京商法會議所會頭

明治十四年七月十五日

澁澤榮一

農商務卿河野敏鎌殿

幸ひに農商務當局も吾々の誠意を諒とし、約一萬圓計りの補助金を農商務省より賦與されること、なつたので、辛うじて講習所の授業を繼續することが出来たのであつた。

三、官立移管と初代校長矢野二郎氏

農商務省からの補助金に依つて商法講習所の命は一時取り止める事が出来たけれども、こんな事では此後安心して維持經營して行く事が出来ない。府立として存続する事が出来なければ、是非とも官立として其の基礎を確立しなければならぬと考へ、此事に就いて識者の意見をも質し、政府要